

○蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付要綱

平成30年9月28日要綱第34号

改正

令和4年2月1日要綱第3号

令和7年5月20日要綱第54号

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を実施するための施設のうち、民間留守家庭児童指導室（国及び地方公共団体以外の者が設置及び運営するものをいう。以下同じ。）の整備に要する費用の一部を補助することにより、放課後等における児童の健全育成を図るため、蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）の定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、児童福祉法第34条の8第2項に規定する事業開始の届出を行った者又は行おうとする者のうち、蕨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年蕨市条例第20号）の基準に準じて蕨市内で事業を実施する者又は実施しようとするもので、かつ、蕨市民間留守家庭児童指導室実施事業者の公募において選定を受けた事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかの事業の実施に要する経費とする。

- (1) 子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知）の別紙子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「整備交付金交付要綱」という。）第4条に規定する事業
- (2) 「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙放課後児童健全育成事業実施要綱の別添2放課後子ども環境整備事業のうち次に掲げる事業

- ア 放課後児童クラブ設置促進事業
- イ 放課後児童クラブ環境改善事業
- ウ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

(補助金の交付額)

第4条 前条第1号の事業の実施に係る補助金の交付額は、整備交付金交付要綱の別表1の第2欄の区分ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とのいずれか低い方の額以内で市長が定める額とする。

- 2 前条第2号の事業の実施に係る補助金の交付額は、子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）の別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙の第2欄の区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とのいずれか低い方の額以内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付申請書（様式第1号）及び市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による交付申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等承認申請を行い、市長の承認を得なければならない。

(補助金の変更等の承認)

第8条 市長は、前条の変更等承認申請を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合は、変更等承認申請を行った交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該補助対象事業が終了した後（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理後）速やかに、蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金実績報告書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類を提出しなければならない。
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金確定通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者が補助金の交付請求をするときは、蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（状況報告）

第13条 交付決定者は、市長の要求があったときは、補助対象事業の遂行状況について、書面により市長に報告しなければならない。

（関係書類の整備）

第14条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年2月1日要綱第3号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和7年5月20日要綱第54号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付申請書

蕨市長 あて

所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

標記について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 補助事業の開始年月日 年 月 日

3 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

蕨第 号
年 月 日

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付決定通知書

様

蕨市長 印

年 月 日付けで申請のあった蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 支払方法 精算払

様式第3号（第6条関係）

蕨第 号
年 月 日

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金不交付決定通知書

様

蕨市長 印

年 月 日付けで申請のあった蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金について、下記の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金実績報告書

蕨市長 あて

所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

年 月 日付け蕨第 号をもって交付決定通知を受けた蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金について、補助事業の実績を下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	金 円
補助事業所要経費	金 円
添付書類	収支決算（見込）書抄本 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

蕨第 号
年 月 日

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金確定通知書

様

蕨市長 印

年 月 日付け蕨第 号で交付決定をした蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金については、年 月 日付けの実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 確 定 額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足（△）額 | 金 | 円 |

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金請求書

蕨市長 あて

所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円